

# 宮津市公報

令和7年6月2日  
宮津市字柳縄手  
345番地の1  
宮津市総務部総務課発行

## 目 次

### 条 例

- 27 宮津市議会委員会条例の一部を改正する条例…………… 1

### 規 則

- 22 宮津市消防団員等公務災害補償条例施行規則等の一部を改正する規則…………… 1

### 告 示

- 84 宮津市議会定例会の招集…………… 2  
85 宮津市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金支給要綱の一部を改正する要綱…………… 2  
86 宮津市創業等支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱…………… 2  
87 国土調査の実施…………… 3  
88 宮津市公印（市長印）の電子印の作成…………… 3  
89 自治功労者等の表彰…………… 4  
90 寄付金に係る指定納付受託者の指定…………… 4

### 公 告

- 27 農用地利用集積等促進計画の縦覧…………… 4  
28 公募型プロポーザルの実施…………… 5  
29 令和6年度住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況…………… 8  
30 市営住宅の入居者の公募…………… 9  
31 市営住宅等の入居者の公募…………… 10  
32 令和6年度情報公開制度の運用状況…………… 11  
33 農用地利用集積等促進計画の縦覧…………… 11

### 水 道 事 業

#### 《告 示》

- 7 宮津市下水道排水設備指定工事業者の異動…………… 12

### 教 育 委 員 会

#### 《告 示》

- 11 宮津市教育委員会定例会の招集…………… 12

### 選 挙 管 理 委 員 会

#### 《告 示》

- 5 令和6年度選挙人名簿抄本閲覧状況…………… 12  
6 令和6年度在外選挙人名簿抄本閲覧状況…………… 13  
7 有権者総数の50分の1の数…………… 13

8 有権者総数の3分の1の数..... 13  
9 有権者総数の6分の1の数..... 13

—— 農 業 委 員 会 ——

《告 示》

5 宮津市農業委員会定例総会の招集 ..... 14  
6 宮津市農業委員会の農地利用最適化推進委員選任に関する規程の一部を改正する規程 .. 14

## 条 例

宮津市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年5月28日

宮津市長 城崎雅文

### 宮津市条例第27号

宮津市議会委員会条例の一部を改正する条例

宮津市議会委員会条例（平成3年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第5号中「6人」を「7人」に改める。

第3条第1項中「2年」を「選任の日から翌々年の2回目に招集される定例会の閉会の日の前日まで」に改め、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の場合において、当該常任委員の任期の末日が、議員改選後の翌々年の2回目に招集される定例会の閉会の日の前日を越える場合（当該前日までに選任された常任委員に限る。）にあつては当該前日までを、議員の任期の末日を越える場合にあつては当該末日までを任期とする。

第5条を次のように改める。

### 第5条 削除

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に常任委員である者及び議会運営委員である者の任期は、令和8年7月9日までとする。

## 規 則

宮津市消防団員等公務災害補償条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年5月30日

宮津市長 城崎雅文

### 宮津市規則第22号

宮津市消防団員等公務災害補償条例施行規則等の一部を改正する規則

（宮津市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部改正）

第1条 宮津市消防団員等公務災害補償条例施行規則（平成8年規則第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「懲役、禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（宮津市生活困窮者自立支援法施行細則の一部改正）

第2条 宮津市生活困窮者自立支援法施行細則（平成27年規則第23号）の一部を次のように改正する。

第9条第4号中「禁錮刑」を「拘禁刑」に改める。

（宮津市介護予防・日常生活支援総合事業における指定事業者の指定等に関する規則の一部改正）

第3条 宮津市介護予防・日常生活支援総合事業における指定事業者の指定等に関する規則（平成29年規則第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則

この規則は、令和7年6月1日から施行する。

告 示

宮津市告示第84号

令和7年第2回宮津市議会定例会を次のとおり招集する。

令和7年5月21日

宮津市長 城崎雅文

1 期 日 令和7年5月28日

2 場 所 宮津市議会議事堂

————— \* \* \* —————

宮津市告示第85号

宮津市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金支給要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年5月21日

宮津市長 城崎雅文

宮津市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金支給要綱の一部を改正する要綱

宮津市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金支給要綱（平成27年告示第124号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号を次のように改める。

(1) 「母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施について」（平成26年9月30日雇児発0930第4号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく母子・父子自立支援プログラム（以下「母子・父子自立支援プログラム」という。）の策定等の支援を受けている者であること。

第7条第1項中「公簿等」の次に「（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第22条第1項の規定により当該書類と同一の内容を含む利用特定個人情報の提供を受けることを含む。以下同じ。）」を加え、同項第3号を次のように改める。

(3) 母子・父子自立支援プログラムの写し等の自立に向けた支援を受けていることを証する書類

第8条第1項第1号から第3号までの規定中「申請者に係る児童扶養手当証書の写し又は申請者の前年の所得の額等についての市区町村長の証明書」を「母子・父子自立支援プログラムの写し等の自立に向けた支援を受けていることを証する書類」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

————— \* \* \* —————

宮津市告示第86号

宮津市創業等支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年5月22日

宮津市長 城崎雅文

宮津市創業等支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

宮津市創業等支援事業補助金交付要綱（令和3年告示第124号）の一部を次のように改正する。第2条第2号中「空き家等」を「空家等」に改め、同条に次の3号を加える。

(3) 空家等を活用した創業等 空家等の購入又は賃貸借（購入又は賃貸借を行う相手が空家等の所有者の1親等以内の親族、配偶者又はこれと同等と認められる者（法人が所有する場合にあっては、その代表者をいう。）である場合は除く。）を行う創業等をいう。

(4) 飲食店等食品を調理し、又は設備を設けて客に飲食させる営業を行う店舗で、市内に所在する

ものをいう。

(5) 創業区域にぎわい創出のために飲食店等の創業等を誘導するエリアとして市長が別に定める区域をいう。

第4条中「補助対象経費」という。)の次に「並びに補助金の額」を加える。

第5条を削り、第6条を第5条とし、第7条を第6条とし、第8条を第7条とする。

第9条ただし書中「場合」の次に「又は補助金の交付目的及び当該財産の耐用年数を勘案して市長が定める期間を経過した場合」を加え、「ではない」を「でない」に改め、同条を第8条とする。

第10条を第9条とし、第11条を第10条とする。

別表を次のように改める。

別表(第4条関係)

| 補助対象事業                                  | 補助対象経費   | 補助金の額  |
|---|--|--|
| 創業区域において飲食店等の空家等を活用した創業等を行う事業           | 物品機器等備品(単価3万円を超えるものに限る。)の購入、店舗等の改修等に係る経費、外部専門家への報酬及び旅費、広告宣伝に係る経費その他市長が必要と認める経費 | 補助対象経費に2分の1を乗じて得た額(当該額に1万円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。)とし、150万円を限度とする。 |
| 空家等を活用した創業等を行う事業又は創業区域において飲食店等の創業等を行う事業 |  | 補助対象経費に2分の1を乗じて得た額(当該額に1万円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。)とし、100万円を限度とする。 |
| 創業区域外で空家等を活用しない創業等を行う事業                 |  | 補助対象経費に2分の1を乗じて得た額(当該額に1万円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。)とし、50万円を限度とする。  |

備考

- 1 補助対象事業が国、府等の補助金等の交付を受けるときは、この表による補助対象経費から当該補助金等の対象経費を除いた経費を補助対象経費とする。
- 2 補助対象経費には、消費税及び地方消費税は含めないものとする。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

\* \* \*

宮津市告示第87号

令和7年度において、下記のとおり国土調査(地籍調査)を実施するので、国土調査法(昭和26年法律第180号)第7条の規定により告示する。

令和7年5月23日

宮津市長 城崎雅文

記

- 1 事業計画が定められた年月日 令和7年5月15日
- 2 調査を実施する者の名称 宮津市
- 3 調査地域 宮津市字由良の一部
- 4 調査期間 令和8年3月31日まで

\* \* \*

宮津市告示第88号

宮津市公印のうち市長印の電子印を作成するので、宮津市公印規則(昭和49年規則第16号)第7条第2項の規定により告示する。

令和7年5月28日

宮津市長 城崎雅文

| 印 影   | 公印の名称及び使用区分   | 使用開始期日   |
|-------|---|----------|
| <省 略> | 市長印<br>市長名をもって発する文書<br>(宮津市放課後児童健全育成事業利用決定通知書)<br>(宮津市放課後児童健全育成事業利用変更決定通知書) | 令和7年6月1日 |

\* \* \*

宮津市告示第89号

宮津市表彰条例（昭和33年条例第2号）第1条の規定により自治功労者及び篤志家として次の者を表彰したので、同条例第2条の規定により告示する。

令和7年6月1日

宮津市長 城 崎 雅 文

自治功労者 功 績

- 小 嶋 滋 固定資産評価審査委員会委員
- 星 野 和 彦 市議会議員
- 増 田 精 一 自治会長

篤志家

- 四 方 祥 樹 金員の寄附

\* \* \*

宮津市告示第90号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、令和7年6月1日から契約期間満了の日まで、次の者を指定納付受託者として指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年6月1日

宮津市長 城 崎 雅 文

- 1 指定納付受託者の名称及び住所又は事務所の所在地  
 名称 株式会社 JALUX  
 住所又は事務所の所在地 東京都港区港南 1-2-70  
 品川シーズンテラス 12 階
- 2 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入等  
 寄附金

## 公 告

宮津市公告第27号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、一般社団法人京都府農業会議から申請があった農用地利用集積等促進計画について、同条第5項の規定により認可したので、同条第7項の規定により公告し、当該計画を次のとおり縦覧に供します。

令和7年5月14日

宮津市長 城 崎 雅 文

- 1 申請書番号  
 令和7年5月1日付け7京農会世第5001号、第5002号、第5003号、第5004号、第5005号、第5006号、第5007号、第5008号、第5009号、第5010号
- 2 農用地利用集積計画の縦覧期間

自 令和7年5月14日

至 令和7年6月2日

### 3 縦覧の場所

宮津市産業経済部農林水産課（別館1階）

————— \* \* \* —————

#### 宮津市公告第28号

広報みやづ（令和7年8月号～令和8年3月号）制作・発行業務委託者を公募型プロポーザルによって選定するに当たり、次のとおり公告する。

令和7年5月19日

宮津市長 城崎雅文

#### 1 趣旨目的

宮津市が発行する「広報みやづ」（以下「広報誌」という。）に関し、市民が必要とする行政情報を的確に、分かりやすく提供するとともに、市民が読みたくなる広報誌を効率的に制作するため、制作業者のプロポーザルを行うもの。

#### 2 業務の概要

- (1) 業務名 広報みやづ（令和7年8月号～令和8年3月号）制作・発行業務
- (2) 履行期間 令和7年7月1日（予定）から令和8年3月31日まで  
（令和7年8月号～令和8年3月号）
- (3) 業務内容 広報誌の編集、校正、印刷およびこれらに係る付帯業務  
（詳細は別紙2「業務仕様書」のとおり）
- (4) 提案金額 上限 6,434,000円（消費税及び地方消費税の額を含む）

#### 3 応募資格

次に掲げる要件のいずれも満たす者。

- (1) 本件公募に係る事務に従事する職員でない者
- (2) 本件公募に係る契約を締結する能力を有する者
- (3) 破産手続開始の申立てがなされていない者
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用していない者
- (5) 個人事業主である場合はその者、法人その他の団体である場合はその役員が宮津市暴力団排除条例（平成24年条例第20号）第2条第1号から4号に掲げる者でない者
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと
- (7) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等に基づき、個人情報を適切に保護・管理できる体制を確保できる者
- (8) 法人又はその代表者（個人にあっては当該個人）が次に掲げる税を滞納していない者
  - ア 所得税又は法人税
  - イ 消費税
  - ウ 本市の市税

#### 4 日程

- (1) 公募の開始 5月19日（月）
- (2) 質問事項の締切 5月22日（木）正午
- (3) 提出書類(1)～(5)の提出日 5月30日（金）
- (4) 提出書類(6)～(9)の提出日 6月13日（金）
- (5) 審査会 6月19日（木）（予定）
- (6) 結果公表 6月下旬（予定）

#### 5 提出書類（様式は、全て市ホームページからダウンロード）

- (1)～(9)を全て（正本1部・副本1部 ※副本はダブルクリップ止め）提出すること。

- (1) 参加表明書（様式1）
- (2) 主要業務実績、同種・類似業務実績（様式2）
- (3) 協力事業者（様式3）※再委託を行う場合のみ
- (4) 実施体制（様式4）
- (5) 商業登記及び税金の未納がない等を証明する書類（事業者が法人の場合は、証明書様式その3の3「法人税と消費税及地方消費税」）
- (6) 企画提案書（様式5）
- (7) 企画提案作品（別紙1「企画提案作品について」参照）
- (8) 令和7年8月号の業務スケジュール（様式なし）
- (9) 参考見積書（様式なし）

※(6)及び(7)は、正本1部・副本6部（※副本はダブルクリップ止め）を提出すること

## 6 提出書類の提出期限及び提出先

### (1) 提出期間

「5 提出書類」の提出期間は以下のとおり

(1)～(5)：令和7年5月19日（月）から令和7年5月30日（金）まで

(6)～(9)：令和7年5月19日（月）から令和7年6月13日（金）まで

※受付時間は、土日及び祝休日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までを除く。）

### (2) 提出方法

持参または郵送。郵送の場合は、提出書類(1)～(5)は5月30日（金）、提出書類(6)～(9)は6月13日（金）必着とします。

※申込みは、1申込者につき1案に限ります。提出書類の確認等を行う必要がありますので、事前に連絡してください。

### (3) 提出場所・連絡先

〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手 345 番地の1

宮津市 企画財政部 移住定住・魅力発信課 魅力発信係（本館3階）

電話：0772-45-1609

### (4) 提出書類の取扱い

#### ア 無償使用

本市は、必要な場合には、提出書類を許可なく無償で使用できるものとします。

なお、提出書類は、理由の如何にかかわらず返却しないものとします。

#### イ 提出書類の変更等の禁止

提出書類については、本市が特に必要と認めた場合以外は、変更、差替え及び再提出を認めないこととします。

### (5) 費用の負担

申込みに関する費用は、全て申込者の負担とします。

## 7 提出書類に関する注意事項

提出書類の内容については以下の点に注意してください。

- (1) 様式が指定されているものは様式(1)～(4)、(6)を使用して作成してください。
- (2) 用紙の大きさはA4判縦またはA3判横（片袖折り）としてください。
- (3) 提案作品のうち「市からのお知らせ」「information」に関しては、指定の様式に基づき作成ください。参加表明書の提出の受理後、様式を含んだInDesignデータを電子メールで提供します。
- (4) 参考見積書は、業務期間における総額を明示するとともに、見積根拠を示した内訳書を添付してください。

## 8 質問の受付及び回答

- (1) 受付期限 令和7年5月22日（木）正午まで

(2) 提出方法 (様式有) により電子メールで下記メールアドレス宛に提出してください。

E-mail: info@city.miyazu.kyoto.jp

(3) 回答方法 令和7年5月27日(火)に市ホームページで回答

※個別での回答は致しません。

## 9 選定について

公募型プロポーザル方式により審査委員会による審査を行い、優先受託候補者を選定します。

### (1) 審査の方法

企画提案書提出後、審査会において、提出された書類及び提案作品説明により審査を行い、下記基準に基づき総合的に評価します。

〈審査項目〉(詳細は別紙3参照)

ア 企画力・デザイン力 (60点)

イ 実施体制 (20点)

ウ 費用 (15点)

エ 業務実績 (5点)

### (2) 審査会における提案作品説明について

①実施日 令和7年6月19日(予定) ※日時及び会場は別途通知

②提案作品のPRポイントなどの説明を5分程度行い、その後10分程度で質疑応答を行います。オンラインでの参加も可とします。

③プレゼンテーションの内容は、提出のあった応募書類に基づくものとし、資料の追加は認めません。

④説明の実施者は補助者を含めて3名以内とし、本業務に関わる担当者が行なってください。

### (3) 優先受託候補者の選定方法

最高得点を得た提案者を受託候補者とし、次に得点が高い提案者を次点とします。ただし、最高得点が、審査会で定める基準点に満たない場合はこの限りではありません。

最高点の者が複数の場合は、見積書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定します。なお、金額も同額の場合については、当該者は、当初提案の金額の範囲内で見積書を再作成し、再提出された見積書の金額が最も安価な者を契約の優先受託候補者として選定します。

### (4) 審査結果の通知

提案者への審査結果は書面により通知します。

### (5) 選定結果の公表

選定結果は市ホームページで公表します。

## 10 失格

提案者が、次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

(1) 上記3の応募資格の要件を欠いた場合

(2) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(3) 審査の公平性を害する行為があった場合

(4) 提案に当たり著しい信義に反する行為などにより、審査会が失格であると認めた場合

(5) 提出期限までに提出書類が提出されなかった場合

(6) 見積額が上記2(4)に掲げる上限額を超過した場合

## 11 プロポーザルの中止等

市は、やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、中止または取り消すことがあります。この場合において、本プロポーザルに要した費用を市に請求することはできません。

## 12 その他

(1) 本プロポーザルに要する費用は、全て提案者の負担とします。

- (2) 提出書類の修正または変更、返却には応じません。
- (3) 提出書類は、日本語を用い、通貨は日本円とします。
- (4) 提出書類は、提案者に無断で本プロポーザルに関する以外には使用しません。
- (5) 事務処理に必要な範囲で提出書類の複製を作成することがあります。
- (6) 提出書類については、本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合、宮津市情報公開条例（平成12年12月26日宮津市条例第56号）の規定により提出書類の情報を公開する場合があります。

13 問い合わせ先

宮津市 企画財政部 移住定住・魅力発信課 魅力発信係

電話：0772-45-1609

FAX：0772-25-1691

E-mail：info@city.miyazu.kyoto.jp

\* \* \*

宮津市公告第29号

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの期間における住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況について、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条第3項及び第11条の2第12項の規定により、次のとおり公表します。

令和7年5月19日

宮津市長 城崎雅文

国又は地方公共団体の機関の請求による閲覧

| 閲覧請求機関の名称又は閲覧者       | 請求事由の概要                     | 閲覧年月日    | 閲覧に係る住民の範囲                               |
|----------------------|-----------------------------|----------|--|
| 京都府総合政策環境部企画統計課生活統計係 | 「令和6年全国家計構造調査」の調査予定世帯を抽出する。 | 令和6年7月4日 | 字京街道、字獅子崎、字大久保、字滝馬、字波路、字万町、字柳縄手地域の男女261人 |

個人又は法人の申出による閲覧

| 閲覧請求機関の名称及び代表者氏名（閲覧委託者又は機関名）                       | 請求事由の概要  | 閲覧年月日      | 閲覧に係る住民の範囲                     |
|--|--|------------|--------------------------------|
| 株式会社アイ・エヌ・ジー・ドットコム 代表取締役 澤田英士<br>（京都府総合政策環境部総合政策室） | 「令和6年度京都府民の意識調査」の調査対象者を抽出する。                           | 令和6年5月29日  | 市内全域の満18歳以上の男女計86人             |
| 一般社団法人中央調査社 会長 境克彦<br>（NHK放送文化研究所世論調査部）            | 「全国メディア意識世論調査（テレビやインターネットの利用についておたずねする調査）」の調査対象者を抽出する。 | 令和6年9月18日  | 16歳以上の字宮町、字杉末、字万年、字文珠地域の男女計12人 |
| 株式会社サーベイリサーチセンター大阪事務所 所長 中村光明<br>（京都府文化生活部人権啓発推進室） | 「京都府人権教育・啓発推進計画」の調査対象者を抽出する。                           | 令和6年11月14日 | 市内全域の満18歳以上の男女計20人             |

|  |                                    |            |                                  |
|--|------------------------------------|------------|----------------------------------|
| 一般社団法人中央調査社 会<br>長 境 克 彦<br>(内閣官房アイヌ総合政策室) | 「アイヌに対する理解度に関する国民意識調査」の調査対象者を抽出する。 | 令和6年11月28日 | 18歳以上の字京口、字木ノ部、字馬場先、字宮村地域の男女計16人 |
|--|------------------------------------|------------|----------------------------------|

\* \* \*

## 宮津市公告第30号

宮津市営住宅等設置及び管理条例（平成9年条例第25号）第3条の規定により、次のとおり市営住宅の入居者を公募します。

令和7年5月20日

宮津市長 城 崎 雅 文

## 1 公募する住宅

| 団地名 | 所在地    | 家賃（円）         | 戸数 | 規格  |
|-----|--------|---------------|----|-----|
| タヶ丘 | 宮津市字須津 | 23,600～46,100 | 1  | 2DK |
|     |        | 22,500～44,200 | 1  | 2DK |
| 東波路 | 宮津市字波路 | 21,800～42,900 | 2  | 3DK |
| 宮村上 | 宮津市字宮村 | 21,100～41,500 | 2  | 2DK |
| 鳥が尾 | 宮津市字喜多 | 16,400～32,300 | 2  | 3DK |

## 2 入居者の資格

- (1) 条例で定められた収入の金額を超えないこと。
- (2) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。
- (3) 現に市町村税を滞納していないこと。
- (4) 原則として、現に同居し、又は同居しようとする親族があること。
- (5) 申込者又は同居しようとする親族が暴力団員でないこと。

## 3 申込方法

宮津市建設部都市住宅課建築住宅係（本館南棟3階）又は市民環境部市民環境課市民窓口係（本館1階）に備付けの「市営住宅入居者募集案内書」に添付の「市営住宅等入居申込書」により申し込んでください。

## 4 申込みの期間及び場所

- (1) 期 間 令和7年6月2日（月）から令和7年6月16日（月）まで
- (2) 場 所 宮津市建設部都市住宅課建築住宅係

## 5 選考方法の概略

入居の申込みをした方の数が入居させるべき市営住宅の戸数を超える場合の入居者の選考は、宮津市営住宅等設置及び管理条例第8条第1項各号のいずれかに該当する方のうちから行き、住宅に困窮する実情を調査し、住宅に困窮する度合の高い方から入居者を決定します。ただし、住宅困窮順位の定め難い方については、公開抽選により決定します。

## 6 入居時期 令和7年8月下旬

\* \* \*

## 宮津市公告第31号

宮津市営住宅等設置及び管理条例（平成9年条例第25号）第3条の規定により、次のと

おり市営住宅等（その他住宅）の入居者を公募します。

令和7年5月20日

宮津市長 城崎雅文

1 公募する住宅

| 団地名      | 所在地   | 種別       | 家賃（月額）  | 戸数 | 規格   |
|----------|-------|----------|---------|----|------|
| みやづ城東タウン | 宮津市字惣 | A棟<br>B棟 | 50,000円 | 3  | 1LDK |

2 入居者の資格

- (1) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。
- (2) 40歳未満の方。単身者の入居も可能。
- (3) 現に市町村税を滞納していないこと。
- (4) 申込者又は同居しようとする親族が暴力団員でないこと。

3 入居の期間

建物賃貸借契約締結の日から起算して10年を限度とします。

4 申込方法

宮津市建設部都市住宅課建築住宅係（本館南棟3階）又は市民環境部市民環境課市民窓口係（本館1階）に備付けの「みやづ城東タウン入居者募集案内書」に添付の「みやづ城東タウン入居申込書」により申し込んでください。

5 申込みの期間及び場所

- (1) 期 間 令和7年6月2日（月）から令和7年6月24日（火）まで
- (2) 場 所 宮津市建設部都市住宅課建築住宅係

6 選考方法

入居の申込みをした方の数が入居させるべき住宅の戸数を超える場合は、公開抽選により入居者を決定します。

7 入居時期 令和7年8月上旬

\* \* \*

宮津市公告第32号

宮津市情報公開条例（平成12年条例第56号）第21条の規定により、令和6年度における制度の運用状況を次のとおり公表します。

令和7年5月21日

宮津市長 城崎雅文

1 開示請求の件数及び処理の状況

単位：件

| 実施機関        | 請求<br>件数 | 処 理 の 状 況 |      |     |            |      |   |    | 取下げ |
|-------------|----------|-----------|------|-----|------------|------|---|----|-----|
|             |          | 開 示       |      | 不開示 | 存否応答<br>拒否 | 不存在等 | 計 |    |     |
|             |          | 全部開示      | 部分開示 |     |            |      |   |    |     |
| 市 長         | 41       | 36        | 29   | 7   | 0          | 0    | 4 | 40 | 1   |
| 教育委員会       | 2        | 1         | 0    | 1   | 0          | 0    | 0 | 1  | 1   |
| 選挙管理<br>委員会 | 0        | 0         | 0    | 0   | 0          | 0    | 0 | 0  | 0   |

|                 |    |    |    |    |   |   |   |    |   |
|-----------------|----|----|----|----|---|---|---|----|---|
| 公平委員会           | 0  | 0  | 0  | 0  | 0 | 0 | 0 | 0  | 0 |
| 監査委員            | 0  | 0  | 0  | 0  | 0 | 0 | 0 | 0  | 0 |
| 農業委員会           | 0  | 0  | 0  | 0  | 0 | 0 | 0 | 0  | 0 |
| 固定資産評価<br>審査委員会 | 0  | 0  | 0  | 0  | 0 | 0 | 0 | 0  | 0 |
| 議 会             | 12 | 11 | 7  | 4  | 0 | 0 | 0 | 11 | 1 |
| 合 計             | 55 | 48 | 36 | 12 | 0 | 0 | 4 | 52 | 3 |

注 「請求件数」とは、宮津市情報公開条例第4条第1項の規定により開示請求のあったものうち、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの期間の請求に対し実施機関が決定を行ったもの及び取り下げられたものの件数（合計）をいいます。

## 2 不服申立ての状況

単位：件

| 不服申立て<br>件 数 | 処 理 の 状 況 |     |      |     |   | 取下げ | 審査中 |
|--------------|-----------|-----|------|-----|---|-----|-----|
|              | 却 下       | 棄 却 | 一部認容 | 認 容 | 計 |     |     |
| 0            | 0         | 0   | 0    | 0   | 0 | 0   | 0   |

\* \* \*

### 宮津市公告第33号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、一般社団法人京都府農業会議から申請があった農用地利用集積等促進計画について、同条第5項の規定により認可したので、同条第7項の規定により公告し、当該計画を次のとおり縦覧に供します。

令和7年5月28日

宮津市長 城 崎 雅 文

#### 1 申請書番号

令和7年5月13日付け7京農会村第531号、第532号、第533号

#### 2 農用地利用集積計画の縦覧期間

自 令和7年5月28日

至 令和7年6月16日

#### 3 縦覧の場所

宮津市産業経済部農林水産課（別館1階）

## 水 道 事 業

### 《告 示》

宮津市上下水道告示第7号

宮津市下水道排水設備指定工事業者から異動届を受理したので、宮津市下水道排水設備指定工事業

者に関する規程（令和2年水管規程第3号）第16条の規定により告示する。

令和7年5月13日

宮津市上下水道事業

宮津市長 城崎 雅文

指定番号 宮下水道指定第148号

(1) 名称 安井建創株式会社

(2) 所在地 与謝野町字石川462番地

(3) 代表者 (変更前) 代表取締役 安井 建吾

(変更後) 代表取締役 安井 祐美

## 教育委員会

### 《告示》

宮津市教育委員会告示第11号

令和7年第7回宮津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和7年5月15日

宮津市教育委員会

教育長 山本 雅弘

1 日時 令和7年5月22日（木）午後1時10分

2 場所 宮津市福祉・教育総合プラザ（4階応接会議室）

## 選挙管理委員会

### 《告示》

宮津市選挙管理委員会告示第5号

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの期間における選挙人名簿抄本閲覧の状況について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の4第7項及び公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）第3条の4第2項の規定により、次のとおり公表する。

令和7年5月21日

宮津市選挙管理委員会

委員長 稲垣 成光

令和6年度選挙人名簿閲覧状況

| 閲覧年月日         | 閲覧申出者氏名                | 法人の閲覧申出者の主たる事務所の所在地 | 利用目的の概要 | 閲覧に係る選挙人の範囲 |
|---------------|------------------------|---------------------|---------|-------------|
| 令和6年<br>9月17日 | 日本共産党与謝地区<br>委員会 近江 容子 | 宮津市字白柏1242          | 選挙運動    | 全有権者        |
| 令和6年<br>9月18日 | 〃                      | 〃                   | 〃       | 〃           |
| 令和6年<br>9月19日 | 〃                      | 〃                   | 〃       | 〃           |
| 令和7年<br>1月20日 | 〃                      | 〃                   | 〃       | 〃           |
| 令和7年<br>1月21日 | 〃                      | 〃                   | 〃       | 〃           |
| 令和7年          | 〃                      | 〃                   | 〃       | 〃           |

|               |   |   |   |   |
|---------------|---|---|---|---|
| 1月22日         |   |   |   |   |
| 令和7年<br>1月23日 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 令和7年<br>1月24日 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 令和7年<br>1月27日 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |

\* \* \*

## 宮津市選挙管理委員会告示第6号

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの期間における在外選挙人名簿抄本閲覧の状況について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の12において準用する同法第28条の4第7項及び在外選挙執行規則（平成11年自治省令第2号）第2条の2において準用する公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）第3条の4第2項の規定により、次のとおり公表する。

令和7年5月21日

宮津市選挙管理委員会

委員長 稲垣成光

公職選挙法第30条の12において準用する第28条の2第1項及び第28条の3第1項の申出に係る在外選挙人名簿の抄本の閲覧はなかった。

\* \* \*

## 宮津市選挙管理委員会告示第7号

宮津市条例（市税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求に要する有権者総数の50分の1の数、宮津市の事務の執行に関する監査の請求に要する有権者総数の50分の1の数並びに合併協議会設置の請求に要する有権者総数の50分の1の数は、次のとおりである。

令和7年6月2日

宮津市選挙管理委員会

委員長 稲垣成光

279人

\* \* \*

## 宮津市選挙管理委員会告示第8号

宮津市議会の解散の請求に要する有権者総数の3分の1の数及び宮津市の議会議員、市長、副市長、選挙管理委員若しくは監査委員の解職の請求又は教育委員会の教育長若しくは委員の解職の請求に要する有権者総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和7年6月2日

宮津市選挙管理委員会

委員長 稲垣成光

4,644人

\* \* \*

## 宮津市選挙管理委員会告示第9号

合併協議会設置協議について選挙人の投票に付することの請求に要する有権者総数の6分の1の数は、次のとおりである。

令和7年6月2日

宮津市選挙管理委員会

委員長 稲垣成光

2,322人

## 農業委員会

### 《告 示》

宮津市農業委員会告示第5号

宮津市農業委員会定例総会を次のとおり招集する。

令和7年5月8日

宮津市農業委員会

会長 関野 掲 司

- 1 日 時 令和7年5月16日(金) 午前9時30分
- 2 場 所 宮津市福祉・教育総合プラザ(ミップル3階) 第1コミュニティルーム
- 3 議 題
  - 議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について
  - 議案第18号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について
  - 議案第19号 非農地証明交付申請の承認について
  - 議案第20号 農用地利用集積等促進計画の策定に係る要請について

— \* \* \* —

宮津市農業委員会告示第6号

宮津市農業委員会の農地利用最適化推進委員選任に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年5月30日

宮津市農業委員会

会長 関野 掲 司

宮津市農業委員会の農地利用最適化推進委員選任に関する規程の一部を改正する規程  
宮津市農業委員会の農地利用最適化推進委員選任に関する規程（平成29年農委告示第6号）  
の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「禁固」を「拘禁刑」に改める。

附 則

この規程は、令和7年6月1日から施行する。